広島市告示第４３８号

令和８年１０月１日

広島市市営駐車場条例（昭和４５年広島市条例第１３号）第６条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

１　休止する駐車場及び期間

駐車場名	区画数	休止する期間
広島市市営東観音町第二駐車場	１２区画 （７～１８番）	令和８年１０月１３日（火）午後５時から 同月１４日（水）午後５時まで

２　休止する理由

西区建設部維持管理課が広島市市営東観音町第二駐車場周辺で実施する樹木剪定作業に当たって、落木等による駐車場利用者への危険を回避するため。